定款の一部変更案

定款

第44条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は通常総会に提出し、同項第1号及び第2号の書類について はその内容を報告し、同項第3号から第6号までの書類については承認を受けなければ ならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する<u>とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u>
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類